

ピロリ菌の検査と治療の保険適応

内科



福本 学

人間ドックなどで「ヘリコバクターピロリ（ピロリ菌）が陽性とわかったので治療したい」と希望される方が増えてきています。

現在、ピロリ菌の検査や治療を保険診療として行えるのは、胃あるいは十二指腸潰瘍（治癒後の癒痕も含む）・胃MALTリンパ腫・特発性血小板減少性紫斑病・早期胃がんのESD（内視鏡治療）後の、いずれかの場合に限られません。

これらの疾患がなくご自身の希望から治療を受けることは、自由

診療（自費）では可能ですが、その場合、最初の治療だけでなく、除菌の成否の判定・一次除菌が不成功の場合の二次除菌・その成否判定もすべて自費になるのが原則です。胃X線検査あるいは内視鏡は、がん検診の目的の他、胃・十二指腸の潰瘍病変などを診断する意味もあり、病変が確認できれば、ピロリ菌の検査と治療に保険が適応されます。

内科

新百合山手福本内科

☎ 955-8877

麻生区万福寺 6-7-2

メディカルモリノビル 2F

<http://www.fukumotonaika.jp>

